

## 第3章 事業計画

### 1 重点的取組

令和7年までの施策の方向性を定めた「基本計画」をもとに、今後5年間の具体的な施策を「事業計画」としてとりまとめました。この事業計画においては、社会・経済情勢の変化や地域社会を取り巻く状況を踏まえ、次の7つを今後5年間に重点的に取り組むこととします。

#### (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

少子高齢化が進展し、人口減少時代の到来により総人口や生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が見込まれる中、労働力を確保するには女性の労働市場参加が不可欠となります。女性の仕事と生活の両立には、家庭や職場等における男性の協力が不可欠であり、男性も従来の職場中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めるとともに、仕事と家庭の両立支援等、職場における環境の整備を促進します。

#### (2) 子育て・介護への支援

本県が、令和元年度に行った「第58回県政に関する世論調査」によると、男女共同参画社会を実現するための行政の取組として、「子育てや介護中であっても仕事を続けられるように支援する」が約65%、「保育及び介護の施設やサービスを充実する」が約63%、「子育てや介護中でいったん仕事を辞める人の再就職を支援する」が約61%など、子育て・介護と仕事の両立支援への要望が高くなっている現状があります。そこで、ライフステージに応じた男女共同参画の推進として、子育て・介護への支援体制の整備等を促進します。

#### (3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域においては、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等による地域コミュニティの

1 弱体化といった変化が生じており、男女がともに地域活動を担わないと立ち行かなく  
2 なる状況となっています。地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男性も女性も  
3 誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

4 男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図り、地域におけ  
5 る身近な男女共同参画を促進します。

#### 7 (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

9 政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女が  
10 あらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同  
11 参画社会の基盤を成すものです。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分  
12 とはいえず、未だに少ないのが現状です。本県における審議会等女性登用率は令和2  
13 年4月1日現在で30.3%に留まっており、全国的に見ても低い水準です。これまで  
14 で男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場へ、女性が力をつけ、参画でき  
15 るようにしていくことが重要です。

16 女性が政策・方針決定過程へ積極的に参画できるよう環境の整備に努めるとともに、  
17 女性がその持てる能力を十分発揮できるよう支援することにより、政策・方針決定過  
18 程への男女共同参画を促進します。

#### 20 (5) DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等あらゆる暴力の根絶と被害者 21 への支援

23 令和元年度県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、女性の  
24 約3人に1人、男性の約4人に1人が被害を受けているという回答結果でした。また、  
25 何度も被害を受けた人は、女性では約6人に1人、男性では約15人に1人という回  
26 答結果でした。これらの結果を受け、県として今後も広報啓発と被害者への支援に重  
27 点的に取り組んでいく必要があります。

28 DVは家庭内で行われることが多いため、子どもにも重大な影響を及ぼします。

29 DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することも多く、また、児童虐待防止法  
30 では、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されており、DV

1 と児童虐待の被害者支援は、両面から対応していく必要もあります。

2 さらに、しつけと称する体罰等、家庭内での児童虐待の事案も発生していることか  
3 ら、児童虐待についても重点的に取り組んでいく必要があります。

4 この他、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題になっています。

5 こうした状況を踏まえ、DVや児童虐待等あらゆる暴力の根絶を図るとともに、  
6 被害者への支援を図っていきます。

## 8 (6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

9  
10 本県は、令和元年に房総半島台風や大雨等の災害が発生し大きな被害を受けました。  
11 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆  
12 弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

13 男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社  
14 会の実現にとって必要です。防災、復興における男女共同参画の視点を取り入れた取  
15 組が進められるよう取り組んでまいります。

## 17 (7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

18  
19 令和元年度県民意識調査によると、男女の平等意識において、男性優遇と感じてい  
20 る人の割合が約7割との調査結果でした。依然として男性が優遇されているとの認識  
21 が高い現状です。

22 男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解され、  
23 全ての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、  
24 女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点から男女共同参画を捉える必  
25 要があります。

26 この計画では、男女の平等意識が改善されるよう努めるとともに、女性、男性、  
27 高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって、男女共同参画が必要だということが  
28 共感されるよう、広報啓発活動を積極的に推進します。

## 2 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**

#### 施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、起業や県民向けのセミナー等を開催します。また、テレワークの導入支援を行うことにより、働き方改革の取組を支援します。

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（男女共同参画課）
- 働き方改革に取り組む企業の登録制度（雇用労働課）

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
男女共同参画推進事業所表彰件数	37社	49社
働き方改革アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数	70社	増加を目指します

#### 施策2 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

職員がいきいきと意欲的に職務に取り組むことができるよう、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を目指します。

- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備  
(総務課、行政改革推進課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

1  
2 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
3 基本的な課題Ⅰ 労働の場における男女共同参画の促進

## 4 施策の方向② 雇用の分野における男女共同参画の促進 5 6 7

### 8 施策1 雇用の分野における女性の活躍推進 9

10 女性が、その持てる能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するために、女  
11 性の活躍を推進するためのシンポジウムや就業のための講座等を開催します。

- 12 ○ 千葉県男女共同参画推進連携会議女性活躍推進特別部会シンポジウムの開催  
13 (男女共同参画課)
- 14 ○ 女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催 (男女共同参画課)
- 15 ○ 女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催 (男女共同参画課)
- 16

### 17 施策2 男女共同参画を推進している企業の表彰 18

19 労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、仕事と家庭の両立  
20 支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を  
21 表彰します。

- 22 ○ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰(再掲) (男女共同参画課)
- 23

### 24 施策3 労働相談の実施 25

26 労働者や使用者、県民が直面する賃金不払い、解雇、セクシュアルハラス  
27 メント・マタニティハラスメント・パワーハラスメント等職場における  
28 ハラスメント、長時間労働、配転・出向等の様々な労働問題に対して、専門の  
29 相談員が相談業務を実施し、健全で安定した労使関係の定着を促進します。

- 30 ○ 労働相談の実施 (雇用労働課)
- 31

### 32 施策4 ハラスメントの防止 33

34 職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等  
35 について、市町村や民間団体等との連携・協働などにより、ハラスメント防止  
36 の重要性についての理解の浸透を図ります。

37 また、県職場等においても、引き続き職場におけるハラスメントを防止し、  
38 職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していきます。

- ホームページ・メールマガジン等によるハラスメント防止への普及啓発  
(男女共同参画課)
- ハラスメント対策の周知  
(雇用労働課)
- 県職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止  
(総務課、(警)警務課)
- 公立学校等におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止  
((教)教育総務課、(教)教職員課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
職場等のハラスメントを人権侵害と感じる者の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 80.0% 男性 78.1%	増加を目指します

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備

#### 施策1 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底

全国安全週間の実施について広報し、労働安全衛生法の周知を図ります。  
また、関係団体が開催する大会を後援し、労働安全衛生に係る意識高揚を図ります。

- 労働安全衛生に係る意識高揚の促進  
(雇用労働課)

#### 施策2 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進

仕事に関する強い不安やストレスによる労働者の心の健康問題が労働者本人のみならず、家族、事業所、社会に与える影響が大きくなっていることから、臨床心理士による相談を実施します。

また、県職場等においても、メンタルヘルスのためのストレスチェック制度や心の健康相談を実施します。

- 働く人のメンタルヘルス特別相談の実施  
(雇用労働課)
- 県職場等におけるメンタルヘルスのためのストレスチェック制度や心の健康相談の実施  
(総務ワークステーション、(企)総務企画課、(病)経営管理課、(警)厚生課)
- 県立学校等におけるストレスチェックの実施  
((教)学校安全保健課)

### 施策3 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

誰もが安心して長く働き続けるためには、労働法の基礎知識を身につけることが大切であることから、働くにあたって必要となる知識を習得する機会を提供します。

- 労働教育講座の開催 (雇用労働課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向④ 農林水産業における男女共同参画の促進

#### 施策1 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での経営への参画を促進するとともに、次世代の農林水産業経営を担う若手の女性後継者を育成します。

また、更なる地域農業の振興に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、地域や産地をけん引し活躍できるリーダーとなりうる人材を育成します。

- 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 (担い手支援課)
- 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 (担い手支援課)
- 地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催 (担い手支援課)
- 若手女性農業者の知識・技術力向上のための研修会の開催 (担い手支援課)
- 女性林業者の知識・技術力向上のための研修支援 (森林課)
- 指導的林業者育成支援 (森林課)
- 女性漁業者の経営参画及び地域活動促進に向けた研修会の開催 (水産課)
- 女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 (水産課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催 (男女共同参画課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
家族経営協定※ <sup>10</sup> 締結数	2,039 戸 (R2.3.31)	増加を目指します
女性の認定農業者数	617 人 (R2.3.31)	増加を目指します
女性の農業士等※ <sup>11</sup> 認証数	121 人 (R2.3.31)	増加を目指します

1 ※10 家族経営協定

2 家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、  
3 就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、  
4 夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

6 ※11 農業士等

7 地域農林水産業の発展に貢献するとともに、後継者の育成に当たるなど指導力がある者  
8 等として知事の認証を受けた農林水産業従事者。

9 （目標指標に含むもの：農業士、指導農業士、林業士、指導林家、漁業士）

11 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
12 基本的な課題Ⅰ 労働の場における男女共同参画の促進

14 施策の方向⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

16 施策Ⅰ 自営業者や起業家等に対する支援

17  
18 起業に関する女性講座の開催や、家庭との両立や経営ノウハウの取得が課  
19 題となっている女性経営者や創業者が多い中、ワンストップで様々な経営課  
20 題に関する相談に応じるほか、低利融資や起業家同士の交流会の実施など  
21 により、経営基盤の強化を支援します。

- 22
- 23 ○ 女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
  - 24 ○ 中小企業者及び起業家に対する経営相談の実施 (経営支援課)
  - 25 ○ 中小企業者及び起業家に対する融資 (経営支援課)
  - 26 ○ 中小企業者及び起業家に対する創業、経営革新、  
27 事業継続計画及び事業承継セミナーの開催 (経営支援課)
  - 28 ○ 起業機運の向上、起業家の支援 (経営支援課)
  - 29 ○ 市町村等における創業支援の取組への助成 (経営支援課)
- 30  
31  
32  
33

34 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
35 基本的な課題Ⅰ 労働の場における男女共同参画の促進

36 施策の方向⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

38 施策Ⅰ 女性の再就職支援

40 出産や子育てを機に離職し、また働きたいという意欲を持つ女性の再就職  
41 を支援します。

- 42
- 43 ○ 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援 (雇用労働課)

- 女性の再就職支援に係る関連情報の提供 (雇用労働課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催 (男女共同参画課)

## 施策2 離職者等に対する支援

職業能力開発を必要とする求職者に、高等技術専門校における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練の受講機会を提供することにより、離職者等の円滑な就職を支援します。

- 離職者等を対象とした職業訓練 (産業人材課)

基本目標1 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働場における男女共同参画の促進

## 施策の方向⑦ 多様な働き方に対する支援

### 施策1 多様な働き方に関する情報提供

様々な媒体を活用して多様な働き方に関する情報提供を行います。

- 内職求人情報の提供 (雇用労働課)

### 施策2 シニア世代の多様な働き方支援

シニア世代の能力と意欲を活かすため、セカンドステージにおける多様な働き方を支援します。

- 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援(再掲) (雇用労働課)
- シニアの就労支援に係る 関連情報の提供 (雇用労働課)

### 施策3 仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

テレワーク(在宅勤務やサテライトオフィス)で業務ができる等、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を実施します。

- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備(再掲)  
(総務課、行政改革推進課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

基本目標1 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向① 子育て・介護への支援 **重点**

### 施策1 地域における子育て支援の体制の整備

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の整備を促進するとともに、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めます。

また、小学校入学後の保育需要に対応する放課後児童クラブや病児について病院・保育所等で一時的に預かる病児保育等、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの拡充を図ります。

併せて、学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、家庭教育支援チームを設置する市町村への支援や子育てする親の孤立化の防止、個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

- 保育所等施設整備の助成 (子育て支援課)
- 認定こども園施設整備の助成 (子育て支援課)
- 放課後児童クラブへの助成 (子育て支援課)
- 病児保育事業への助成 (子育て支援課)
- 家庭教育支援チーム設置市町村への支援 ((教)生涯学習課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合	79.9%	80.0%以上
保育所等待機児童数	833人 (R2.4.1)	0人

### 施策2 幼児教育に関わる職員の人材育成と資質の向上

幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究や協議を行う取組や研修等を通じて、幼児教育に関わる職員の人材育成と資質向上を図ります。

- 幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施 ((教)学習指導課)

### 施策3 幼稚園における預かり保育の推進

学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」に係る人件費を補

1 助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進に  
2 貢献します。

- 3  
4 ○ 幼稚園における預かり保育の推進 (学事課)  
5

#### 6 **施策4 障害のある子どもの療育支援体制の充実**

7  
8 放課後や夏休み等の長期休暇中に、障害のある子どもに通所してもらい、日  
9 常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行うほか、  
10 家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難に  
11 なった場合、短期間施設に受け入れるショートステイを充実します。

- 12  
13 ○ 放課後等デイサービス事業の充実 (障害福祉事業課)  
14 ○ 障害児短期入所の充実 (障害福祉事業課)  
15

#### 16 **施策5 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援**

17  
18 結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージにある県民に対し、県や  
19 市町村からの支援情報等の提供機能や電子版「チーパス」を提供する機能を組  
20 み込んだスマートフォンアプリ及びウェブサイトを運用します。

21 また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期か  
22 ら子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、市町村が設置し  
23 ている「子育て世代包括支援センター」について、より効果的な運営ができる  
24 よう研修等を通じ支援します。

25 併せて、平成28年度の児童福祉法改正により市町村が整備に努めなけれ  
26 ばならないとされた、子どもや妊婦を対象に専門的な相談等を行う「市町村子  
27 ども家庭総合支援拠点」の設置を支援します。

- 28 ○ (仮)結婚から子育てまで応援アプリ及びウェブ運用管理事業 (子育て支援課)  
29 ○ 子育て世代包括支援センター支援事業 (児童家庭課)  
30 ○ 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援 (児童家庭課)  
31

#### 32 **施策6 地域における介護支援の体制の整備**

33 介護を必要とする高齢者の在宅での生活を支えるため、定期巡回・随時対応  
34 型訪問介護看護などの地域密着型サービスの普及とともに、在宅での生活が  
35 困難な中重度の要介護高齢者の受け皿として特別養護老人ホーム等の施設整  
36 備を進めます。

37 また、福祉・介護人材の確保と定着促進対策を充実します。

- 38  
39 ○ 在宅介護を支える地域密着型サービスの整備への支援 (高齢者福祉課)  
40 ○ 特別養護老人ホーム等の施設整備 (高齢者福祉課)  
41 ○ 福祉・介護人材の確保と定着促進 (健康福祉指導課)  
42 ○ 主任介護支援専門員(主任ケアマネージャー)の養成 (高齢者福祉課)

1

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
広域型特別養護老人ホーム整備床数	25,923 床	増加を目指します
介護人材確保対策事業費補助対象事業数	172	増加を目指します
主任介護支援専門員の人数	2,103 人	増加を目指します

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
 基本的な課題Ⅱ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向② 家庭生活における男女共同参画の促進

### 施策1 家庭生活における男女共同参画に対する支援

子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、男性の家事参加を促すための取組を実施します。

- 子育て支援講座、親子講座の開催 (教) 生涯学習課
- 男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 (男女共同参画課)
- 男女共同参画週間(6/23~29)における広報・啓発 (男女共同参画課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
 基本的な課題Ⅱ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向③ 地域活動における男女共同参画の促進

**重点**

### 施策1 地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 (男女共同参画課)

### 施策2 市民活動への参加促進

NPOやボランティアの基礎知識、県の施策状況などについての説明会や活動体験等を通じた地域のボランティア活動への参加のきっかけづくりを行う事業を実施するなど、県内のボランティア・NPO活動に関する広報・普及啓発を行い、県民活動に対する理解の向上、参加促進等を図ります。

1 また、地域活動の情報を、インターネットを通じて提供し、地域の活力を  
2 向上させます。

- 3 ○ ちば県民活動PR月間（11/23～12/23）の実施 （県民生活・文化課）
- 4 ○ ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発 （県民生活・文化課）
- 5 ○ 出前説明会等の実施 （県民生活・文化課）
- 6 ○ ボランティア活動への参加促進 （県民生活・文化課）
- 7 ○ 地域づくり情報広場における情報提供 （政策企画課）

### 9 施策3 高齢者等の地域活動への参画支援

10 生涯大学の学生及び卒業生による地域活動への参画を支援します。

- 11 ○ 高齢者等の地域活動への参画支援 （高齢者福祉課）

16 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
17 基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

### 18 施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 重点

#### 21 施策1 県が設置する審議会等への女性登用促進

22 県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等  
23 委員への女性の登用促進を図ります。

- 24 ○ 県が設置する審議会等への女性登用促進 （男女共同参画課）

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
県の審議会等における女性委員割合	30.3% (R2.4.1)	40%

#### 28 施策2 県の女性人材リストの充実

29 審議会委員等への女性の更なる登用を図るために、人材の掘り起こしを  
30 行うとともに、幅広い分野の女性人材情報をまとめた女性人材リストの充実  
31 を図ります。

- 32 ○ 県の女性人材リストの充実 （男女共同参画課）

#### 35 施策3 県職場における女性職員の登用推進

36 職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく  
37 登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、  
38

引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

- 女性職員の登用推進 (総務課、関係各課)
- 女性警察職員の登用推進 ((警) 警務課)

#### 施策4 公立学校等における女性教職員の登用推進

教育庁、教育機関、公立学校において、教職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

- 女性教職員の登用推進 ((教) 教育総務課、(教) 教職員課)

#### 施策5 事業所、団体等における女性登用促進

女性の登用や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、県のホームページなどで紹介することや、取組の方法について学ぶセミナーを開催するなど、事業所における男女共同参画の取組を促進します。

また、農林水産業における政策・方針決定において、男女の意見を等しく反映させるため、女性の方針決定の場への参画を進めます。

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 (再掲) (男女共同参画課)
- 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援(再掲) (担い手支援課)
- 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営(再掲) (担い手支援課)
- 地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催(再掲) (担い手支援課)
- 農業協同組合の女性役員の登用促進 (団体指導課)
- 女性農業委員等の登用促進 (農地・農村振興課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	8.4% (R2.3.31)	15%
農業委員に占める女性の割合	13.5% (R2.3.31)	30%

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

## 施策の方向② 女性の能力発揮への支援

### 施策1 女性の能力発揮への支援

自己啓発講座や女性リーダー養成の講座などを開催し、女性の能力発揮を支援します。

- 自己啓発・人材養成セミナーの開催 (男女共同参画課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 施策の方向① DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点**

### 施策1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口(女性向け・男性向け)の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

また、若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

- DV相談カード等の作成配布 (児童家庭課)
- 街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発 (児童家庭課)
- セミナーの開催等によるDV予防教育の推進 (児童家庭課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
DVが人権侵害であると認識する人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 77.8% 男性 74.1%	増加を目指します

### 施策2 DV防止及び被害者支援の総合的な推進

各配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう相談等に応じるとともに、同行支援の実施等により、被害者の自立を促進します。

- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 (児童家庭課)
- 女性サポートセンターにおける一時保護 (児童家庭課)
- DV職務関係者への研修 (児童家庭課)
- DV被害者の生活再建支援 (児童家庭課)

### 施策3 DV・ストーカー事案対策の推進

DV・ストーカー事案の被害者等に対し、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引き継ぎを適切に行います。

また、被害者、被害者の親族等の二次被害の防止と保護措置の徹底を図ります。

- DV・ストーカー事案対策の推進 ((警) 人身安全対策課)

### 施策4 児童虐待防止対策の総合的な推進

児童虐待(しつけと称する体罰含)の防止は、緊急に対応すべき課題であり、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な一時保護、自立に向けた支援等、切れ目のない支援の確立に向けて総合的に児童虐待防止対策を推進します。

併せて、平成28年度の児童福祉法改正により市町村が整備に努めなければならぬとされた、子供や妊婦を対象に専門的な相談等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を支援します。

- 児童相談所虐待防止体制の強化 (児童家庭課)
- 児童相談所専門機能の強化 (児童家庭課)
- 児童虐待対策関係機関の強化 (児童家庭課)
- 子ども虐待防止地域力の強化 (児童家庭課)
- 児童相談所支援システムの充実 (児童家庭課)
- 社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 (児童家庭課)
- 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業 (児童家庭課)
- 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援(再掲) (児童家庭課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置数	15市	全市町村設置

### 施策5 DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

DV及び児童虐待は、多くの段階にわたって、多様な関係機関による支援が必要であるため、市町村や関係機関が相互に理解を深め、連携できる体制を強化します。

- 1 ○ 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 (児童家庭課)
- 2 ○ 市町村DV担当課長会議の開催 (児童家庭課)
- 3 ○ 市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 (児童家庭課)
- 4 ○ 千葉県要保護児童対策協議会の開催 (児童家庭課)
- 5 ○ 児童虐待防止医療ネットワーク事業 (児童家庭課)
- 6 ○ 児童虐待事案における関係機関との連携強化 ((警)少年課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
要保護児童対策地域協議会の 設置市町村数	54 市町村 (R元.12)	54 市町村

## 施策6 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等からの相談等に適切に対応するため、総合的な窓口の一層の充実化を図ります。また、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、あらゆる機会を活用して広報啓発活動等を推進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援に関する理解を深める活動を行います。

さらに、性暴力・性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制を構築します。

- 犯罪被害者等からの相談等の充実 (くらし安全推進課、(警)警務課)
- 民間被害者支援団体への相談業務委託 ((警)警務課)
- 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 ((警)警務課)
- 性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の構築 (くらし安全推進課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

### 施策1 人権尊重思想の普及・高揚

人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて幅広く啓発活動を実施します。

- 人権問題講演会やメディア等による啓発活動 (健康福祉政策課)

## 施策2 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引対策

売春、違法風俗営業等に対する取締りを強化するとともに、風俗営業者に対する指導を徹底するなどして、風俗環境の浄化と違法風俗店の排除に関する取組を推進します。人身取引事犯に対しては、被害者の保護を徹底するほか、各種法令を多角的に適用して、雇用主のみならず、ブローカー等を検挙し、組織的背景の解明に努めます。

- 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除 ((警) 風俗保安課)
- 人身取引(トラフィッキング)対策 ((警) 風俗保安課)

## 施策3 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの有害環境に近づけない、利用させないための取組を推進し、青少年を性的被害から保護します。また、深夜営業施設への指導、繁華街などでの共同パトロール、風俗店、酒・たばこ販売店、出会い系サイト事業者等に対する指導・取締りを実施するほか、児童買春・児童ポルノ<sup>※12</sup>等の福祉犯罪の取締りを強化します。

- 書店・携帯電話等販売店・カラオケボックス・インターネットカフェ等への立入調査の実施 (県民生活・文化課)
- フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化 (県民生活・文化課)
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化 ((警) 少年課)
- 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 ((警) 少年課)

### ※12 児童買春・児童ポルノ

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条の規定による十八歳に満たないものに対する買春(児童買春)や性交等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等(児童ポルノ)をいう。

## 施策4 青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

青少年の非行やインターネットトラブルを未然に防ぐため、青少年とその保護者に対して広報・啓発を行います。

街頭補導活動や学校における非行防止教室の開催など、保護者、関係機関・団体等と連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進します。

- 青少年非行防止対策に係る広報・啓発 (県民生活・文化課)
- 学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 ((警) 少年課)

## 施策5 交番等の整備による相談しやすい環境づくり

交番等の新設や建て替えに際し、コミュニティルーム(相談室)を整備して、

1 相談者のプライバシーに配慮するほか、交番や移動交番車への女性警察官等  
2 の配置により、女性被害者等の心情に配慮した警察活動を行うなど、相談しや  
3 すい環境づくりを推進します。

- 4 ○ 交番等の整備による相談しやすい環境づくり ((警) 地域課)

## 7 施策6 セクシュアルハラスメントの防止

8  
9 セクシュアルハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等  
10 について、市町村や民間団体等との連携・協働などにより、ハラスメント防止  
11 の重要性についての理解の浸透を図ります。

12 また、県職場等においても、引き続き職場におけるセクシュアルハラス  
13 メントを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を  
14 確保していきます。

- 15 ○ ホームページ・メールマガジン等によるセクシャルハラスメント防止への  
16 普及啓発 (男女共同参画課)
- 17 ○ セクシュアルハラスメント対策の周知 (雇用労働課)
- 18 ○ 県職場におけるセクシュアルハラスメントの防止 (総務課、(警) 警務課)
- 19 ○ 公立学校等におけるセクシュアルハラスメントの防止  
20 ((教) 教育総務課、(教) 教職員課)

21  
22  
23  
24 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
25 基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 26 施策の方向③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

### 27 施策1 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化

28  
29 インターネット上の児童ポルノ等、違法情報に対する取締りを強化し、  
30 少年を取り巻く環境の浄化活動を推進します。また、学校、地域住民等を  
31 対象としたネット安全教室を開催し、サイバー犯罪の情勢のほか、SNSの適  
32 正な利用等に関する広報啓発活動を推進します。

- 33 ○ インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 ((警) サイバー犯罪対策課)
- 34 ○ 学校・地域住民等に対するネット安全教室の開催 ((警) サイバー犯罪対策課)

### 35 施策2 青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進

36  
37 インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子供たちを守るため、青少年  
38 の問題ある書き込みを監視し、削除等の指導を行うなど青少年のネット被害防止  
39 対策を推進します。

- 1  
2 ○ 青少年のネット被害防止対策の推進 (県民生活・文化課)

3  
4 **施策3 情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の充実**

5  
6 情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成  
7 する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもの人権へ配慮するように指導  
8 します。

- 9  
10 ○ 情報モラル教育研修への講師派遣事業の推進 ((教) 児童生徒課)  
11 ○ 情報活用能力に係る学習機会の充実 ((教) 学習指導課)  
12 ○ 教育用コンピュータ整備の推進 ((教) 教育政策課)  
13 ○ 教育情報ネットワーク事業の推進 ((教) 教育政策課)

14  
15  
16  
17 **基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり**  
18 **基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備**

19 **施策の方向① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれて**  
20 **いる人々への対応**

21  
22  
23 **施策1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援**

24  
25 困難な状況の中で子育てをするひとり親家庭を行政、関係団体、地域社会が  
26 連携してサポートします。

- 27  
28 ○ 児童扶養手当の支給 (児童家庭課)  
29 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (児童家庭課)  
30 ○ ひとり親家庭等医療費の助成 (児童家庭課)

31  
32 **施策2 ひとり親家庭への就業支援**

33  
34 母子家庭の母や父子家庭の父の就業による自立を支援するため、県が設置  
35 している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークと連携し  
36 て就業支援を行うとともに、就業支援講習会を実施します。

37 また、訓練経費の一部支給や訓練期間中の生活費負担軽減のための給付金  
38 の支給を行います。

- 39  
40 ○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 (児童家庭課)  
41 ○ 母子家庭等自立支援給付金の支給 (児童家庭課)

### 1 施策3 フリーター等若年者に対する就職支援

2  
3 ジョブカフェちばにおいて、フリーター等の若者を対象とした、個別相談、  
4 就職セミナー等を開催するとともに、併設するハローワーク船橋ヤング  
5 コーナーにおける職業紹介など、総合的な就職支援サービスを展開します。

6 また、若年無業者（ニート等）が職業的に自立できるように専門的な相談等  
7 を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークづくりを推進します。

- 8  
9 ○ 「ジョブカフェちば」における就職支援 (雇用労働課)  
10 ○ 「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 (雇用労働課)

### 11 施策4 県営住宅における入居の優遇措置

12  
13  
14 母子及び父子世帯、DV被害者世帯、子育て世帯などに対して、入居募集時  
15 の抽選において、当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。

- 16  
17 ○ 県営住宅における入居の優遇措置 (住宅課)

### 18 施策5 高齢者虐待防止対策の充実

19  
20  
21 高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援  
22 センターを支援するため、職員対象の研修会を開催するとともに、困難事例等  
23 について専門職が連携して助言等を行います。

24 また、高齢者福祉施設及び在宅介護サービス事業者の管理者等を対象とし  
25 て、高齢者の権利擁護意識や高齢者虐待について研修を実施します。

- 26  
27 ○ 高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)

### 28 施策6 障害者虐待防止対策の充実

29  
30  
31 障害者虐待の未然防止・早期発見のため、市町村及び障害者福祉施設従事  
32 者等を対象とした研修会を開催します。

33 また、障害者虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等  
34 の取組を支援することを目的として、専門家を派遣します。

- 35  
36 ○ 障害者虐待防止対策の推進 (障害者福祉事業課)

1  
2 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
3 基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

## 4 施策の方向② 高齢者・障害者の自立に向けた支援

### 7 施策1 高齢者に対する相談の充実

8  
9 専門員を配置し、高齢者虐待、施設での介護、高齢者の悩み事等に対する  
10 電話相談を実施します。

- 11  
12 ○ 高齢者相談の実施 (高齢者福祉課)

### 14 施策2 地域における高齢者の見守りの普及・啓発

15  
16 一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦のみの世帯等が、孤立することなく、必  
17 要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守り  
18 などの支え合い活動の普及・啓発を行います。

- 19  
20 ○ 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)  
21 の実施 (高齢者福祉課)  
22 ○ 見守りネットワークの整備支援 (高齢者福祉課)

### 24 施策3 障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援

25  
26 障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の生活と就労の支援を  
27 行います。

28 また、障害者高等技術専門校において職業訓練を実施するとともに、  
29 障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者の能力・適性及びニ  
30 ーズに対応した委託訓練を実施し、障害者の雇用を促進します。

- 31  
32 ○ 障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援 (障害福祉事業課)  
33 ○ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練 (産業人材課)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

## 施策の方向③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

### 施策1 外国人にも暮らしやすい多文化共生の社会づくり

外国人県民と日本人県民との間でお互いの文化や生活習慣を理解するための意識啓発や外国人県民の地域社会への参加を推進します。

また、外国人県民が円滑な日常生活を営むため、多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、教育、保健医療、防災・防犯等様々な分野での支援等多文化共生の社会づくりに向けた施策を展開します。

- 多文化共生社会づくりの推進 (国際課)
- 外国人県民向けの情報提供 (国際課)
- 国際理解セミナーの開催 (国際課)
- 外国人安全総合対策の推進 ((警) 国際捜査課)

### 施策2 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を図ります。

また、日本語の指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県立学校の申請に応じて、教育相談員を派遣します。

- 外国人児童生徒への教育相談員の派遣 ((教) 学習指導課)

### 施策3 外国人のDV被害者等への支援

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレットに相談窓口に関する情報を掲載するなど、DVや相談窓口等の一層の周知を図ります。

また、一時保護所に入所した外国人に対して、必要に応じ通訳を委託して対応するほか、入国管理局など関係機関と連携し、それぞれのケースに対応した支援を充実させます。

- 外国人のDV被害者等への支援 (児童家庭課)

### 施策4 障害者・高齢者等にも暮らしやすい社会づくり

ストラップ型ヘルプマークやヘルプカード、チラシ、ポスター等の作成、配

1 布等により、障害のある人や高齢者、妊婦等、社会生活上の配慮を求める人々  
2 が安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

3 また、発達障害地域支援マネジャーを設置し、市町村に向けた地域体制整備  
4 に関する研修を実施するとともに、事業所支援として困難事例等に関する相  
5 談受付・助言を行います。

- 6
- 7 ○ ヘルプマークの普及・啓発 (障害福祉推進課)
- 8 ○ 発達障害者地域支援マネジャー設置事業の実施 (障害福祉事業課)
- 9 ○ 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)  
10 の実施(再掲) (高齢者福祉課)
- 11 ○ 認知症サポーターの養成 (高齢者福祉課)
- 12

### 13 施策5 交通安全活動の推進

14

15 地域における交通安全リーダーとなる高齢者を対象に研修を実施して  
16 リーダーを育成するとともに、研修終了者による情報提供ネットワークを  
17 活用し、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導  
18 など、自主的な交通安全活動を推進します。

- 19
- 20 ○ 交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進 (くらし安全推進課)
- 21

### 22 施策6 バリアフリーの促進

23

24 誰もが安全で快適に通行できるような歩道や鉄道駅の段差解消など、バリア  
25 フリー化に向けた整備を推進します。

26 また、ちばバリアフリーマップによりバリアフリー設備のある施設を紹介  
27 します。

- 28 ○ ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介  
29 (健康福祉指導課)
- 30 ○ 鉄道駅バリアフリー設備の整備支援 (交通計画課)
- 31 ○ 歩道のバリアフリー化の推進 (道路環境課)
- 32

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
ちばバリアフリーマップ掲載施設数	1,935 施設	2,230 施設 (目標数値:年間 50 施設の増)
主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合	95.9%	100%

### 33 施策7 社会生活上の困難を抱えている方への理解促進

34

35

36 障害者であること、性的指向・性自認に関すること等を理由とした社会生活  
37 上の困難を抱えている方についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を  
38 尊重する環境づくりを進めていけるようにします。

1 また、学校教育においては、県及び市町村教育委員会の人権教育担当者、  
2 学校の管理職及び教諭を対象とした学校人権教育に関する協議・研修を通し  
3 て、障害のある人、性の多様性等、様々な人権課題への正しい理解を広め、  
4 児童生徒の人権意識の向上を図ります。

- 5
- 6 ○ 啓発用DVDの貸出し(再掲) (健康福祉政策課)
- 7 ○ 人権問題研修会支援事業 (健康福祉政策課)
- 8 ○ 人権ユニバーサル事業 (健康福祉政策課)
- 9 ○ 障害者条例に基づく周知啓発活動 (障害者福祉推進課)
- 10 ○ 学校人権教育研究協議会(全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)  
11 ((教) 児童生徒課)
- 12 ○ 学校人権教育指導資料の作成 ((教) 児童生徒課)
- 13
- 14

15 **基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり**  
16 **基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進**

### 17 **施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の推進**

#### 18 **施策1 一人ひとりに応じた健康づくり**

19

20

21

22 生活習慣病予防に向けた生活習慣の改善、性差やライフステージで異なる  
23 健康課題への対応等、県民一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組  
24 むよう支援します。

25 また、心身ともに健康であるための学びの場を提供します。

26 さらに、すべての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送れるよ  
27 う、幅広い世代の人々が各自の興味・関心にあったスポーツを行えるような地  
28 域に密着したスポーツクラブの設立を推進することにより、成人の運動実施  
29 率の向上を目指します。

- 30
- 31 ○ 一人ひとりに応じた健康支援事業 (健康づくり支援課)
- 32 ○ 生活習慣病予防支援人材育成事業 (健康づくり支援課)
- 33 ○ 食からはじまる健康づくり事業 (健康づくり支援課)
- 34 ○ 柏の葉アカデミア講座 ((教) 生涯学習課)
- 35 ○ 総合型地域スポーツクラブの設立支援 ((教) 体育課)
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41
- 42

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
総合型地域スポーツクラブ 設置市町村数	36 市町村 (R 元.5.1)	54 市町村
総合型地域スポーツクラブ会員数	22,285 人 (R 元.5.1)	増加を目指します
成人の週1回以上のスポーツ実施率	62.5%	増加を目指します

## 施策2 思春期の子どもの心と体の健全な育成

思春期の児童生徒やその家族などを対象として、身体・性・食生活・心の問題等に関する個別相談や、健康教育を実施し、思春期の子ども心と体の健全な育成を図ります。

また、養護教諭を対象として、健康相談の知識や技術及び組織的な支援についての研修を行い、その資質の向上を図ることで、より良い保健室経営を目指します。

- 思春期保健相談事業の実施 (児童家庭課)
- 保健室健康相談研修会の開催 ((教) 学校安全保健課)

## 施策3 自殺対策の推進

県民一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐとともに、地域の特性に応じた自殺対策を市町村、民間団体等関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

- 自殺対策の推進 (健康づくり支援課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)	16.0	減少を目指します

## 施策4 総合的ながん対策の推進

がんから県民の生命と健康を守るため、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的・計画的にがん対策を推進します。

- 総合的ながん対策の推進 (健康づくり支援課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
がん検診の受診率	胃がん 女性 46.3% 男性 54.1% 肺がん 女性 48.7% 男性 53.9% 大腸がん 女性 42.7% 男性 47.6% 乳がん 女性 51.9% 子宮頸がん 女性 41.8%	増加を目指します

## 施策5 エイズ対策の推進

青少年を中心に、正しい知識の普及・啓発、H I V抗体検査の充実を図ります。

- 青少年を中心とした講習会の開催 (疾病対策課)
- 保健所及び休日街頭検査の実施 (疾病対策課)
- 情報誌の発行 (疾病対策課)

## 施策6 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、広範な啓発活動を実施します。

また、違法薬物の供給遮断と需要根絶を図るため、密売事案や乱用者に対する取締りを推進します。

- 不正大麻・けし撲滅運動 (薬務課)
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (薬務課)
- 麻薬覚醒剤乱用防止運動 (薬務課)
- 千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 (薬務課)
- 薬物乱用防止教育研修会の開催 ((教) 学校安全保健課)
- 薬物乱用防止標語の募集 ((教) 学校安全保健課)
- 薬物乱用防止等広報啓発活動の推進 ((警) 少年課)
- 薬物事犯に対する取締り強化 ((警) 薬物銃器対策課)
- 若年層を重点とした広報啓発活動の推進 ((警) 薬物銃器対策課)

## 施策7 学校における発達段階に応じた適切な性教育等の実施

小学生を対象としたエイズ教育用リーフレットを県教育委員会のホームページに公開・掲載し、保健学習の授業等の充実を図ります。また、性教育研修会(教職員対象)を開催し、性教育への理解を深めます。

- エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載 ((教) 学校安全保健課)
- 性教育研修会の実施 ((教) 学校安全保健課)

## 施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援

### 施策1 母子保健体制の充実

妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくりとして、研修会等を実施し、市町村母子保健従事者等の専門知識や資質の向上を図るとともに、母子保健推進協議会等関係会議において、母子保健に関する健康課題の解決や関係機関の連携強化等に向けた検討を行います。

また、子どもの健やかな成長につながるよう、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費について、県と市町村が一体となり助成します。

- 母子保健推進協議会等の開催 (児童家庭課)
- 母子保健に関する研修会・講習会等の開催 (児童家庭課)
- 子ども医療費の助成 (児童家庭課)

### 施策2 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・相談の充実

県内の大学生を対象に、自分の将来（ライフプラン）を考えてもらうきっかけとするため、出産適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての医学的・科学的な知識を情報提供するセミナーを開催します。

また、予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールを活用した相談しやすい環境を整えるとともに、安心して出産等が迎えられるよう、適切な支援機関を紹介するなど、相談支援体制の整備を図ります。

- 妊娠・出産に関する正しい知識を普及するためのセミナー (子育て支援課)
- 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業(再掲) (児童家庭課)

### 施策3 不妊に関する支援体制の充実

不妊で悩む夫婦等に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行います。

また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部への助成を行います。

- 不妊相談センターにおける相談の実施 (児童家庭課)
- 特定不妊治療費に対する助成 (児童家庭課)

## 1 施策4 周産期医療体制の充実

2  
3 妊婦が安心して分娩できる医療体制を整備するため、ハイリスク妊婦の  
4 母体搬送体制及び低出生体重児などへの診療体制の充実を図ります。

- 5  
6 ○ 周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 (医療整備課)  
7  
8 ○ 千葉県周産期医療審議会における検討 (医療整備課)  
9 ○ 母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実 (医療整備課)  
10  
11

12  
13 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
14 基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進

15 施策の方向① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入  
16 れた取組の促進  重点  
17  
18

## 19 施策1 防災分野への女性の参画

20  
21  
22 地域防災計画や防災に関する計画等の策定に女性の視点を反映します。  
23 また、防災会議や防災に関する委員会、応急対策における災害対策本部等への  
24 女性の参画を促進します。また、防災分野における女性リーダー養成のための  
25 講座等を開催します。

- 26  
27 ○ 県及び市町村防災会議への女性の参画促進 (防災政策課、男女共同参画課)  
28 ○ 防災女性リーダー養成講座の開催 (男女共同参画課)  
29

## 30 施策2 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興への取組のための研修

31  
32 災害時に備え、市町村の防災担当部局及び男女共同参画担当部局職員を対  
33 象に、平時において、国の防災・復興ガイドラインに基づく研修や専門家等の  
34 講演会を実施するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組に  
35 ついて普及・啓発に努めます。

- 36  
37 ○ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に関する、千葉県男女共同参画地域  
38 推進員・市町村(男女共同参画担当課及び防災担当課)職員研修等の実施  
39 (男女共同参画課)  
40  
41  
42  
43

### 1 施策3 防災教育の充実

2  
3 高校生等を対象に、防災についての知識を深め、災害時に適切に対応  
4 できる技術を身につけ、学校において防災のリーダーとして安全活動を推進  
5 できるようになることを目的とした講座を実施します。

- 6  
7 ○ 高校生等防災教育基礎講座・高校生等防災パワーアップ講座 (防災政策課)

### 8 施策4 避難所における男女共同参画の促進

9  
10  
11 避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運  
12 営の手引き」や、国の取組指針を活用し、市町村における避難所運営マニ  
13 ュアルの作成を働きかけます。

14 市町村の避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるよ  
15 う、県の避難所運営マニュアル作成・改定過程へ参画するとともに、災害時に、  
16 DV・性被害防止ポスターの掲示や男女共同参画に関するチェックシート  
17 の活用などにより、市町村が男女共同参画の視点を生かした避難所運営が行  
18 えるよう支援します。

- 19  
20 ○ 市町村における避難所運営マニュアルの作成促進 (防災政策課)  
21 ○ 県避難所運営等の防災・復興マニュアルに男女共同参画の  
22 視点を取り入れるための作成・改定過程への参画 (男女共同参画課)  
23 ○ 避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた市町村への取組の支援  
24 (男女共同参画課)

### 25 施策5 物資の備蓄

26  
27  
28 「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に基づき、女性や乳幼児に必  
29 要となる物資をあらかじめ備蓄します。

30 また、流通事業者等と協定を締結するなど、災害発生後に速やかに調達で  
31 きる体制を整備します。

- 32  
33 ○ 女性用品や乳幼児用品等の備蓄 (危機管理課)

### 34 施策6 災害時におけるDV・性被害等の相談事業

35  
36  
37 災害時、避難所等におけるDVや性被害などについて、男性・女性それぞ  
38 れを対象とした相談に対応します。

- 39  
40 ○ 男性相談・女性相談 (男女共同参画課課)  
41 ○ DV相談 (児童家庭課)  
42 ○ 性犯罪・性被害相談 (くらし安全推進課)

## 施策7 災害時での業務継続に係る取組

県職場では、災害時等、職場に通勤して勤務することが困難な状態でも、テレワーク（在宅勤務やサテライトオフィス）にて業務が継続できるように取り組めます。

- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備  
（総務課、行政改革推進課、（教）教育総務課）

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進

## 施策の方向② 消防・防災活動における女性の活躍促進

### 施策1 災害対策コーディネーターの活動支援

より実践的な防災知識を習得できるスキルアップ講座を開催するなど、市町村と連携して、地域の防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の活動への支援を行います。

- 災害対策コーディネーターの活動支援（防災政策課）

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
災害対策コーディネーター登録者数	1,445人	増加を目指します

### 施策2 地域における消防活動への参画促進

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、学生消防隊等と連携して若者や女性の入団促進を図るほか、装備品の整備についての助成など、市町村における消防団への参画を促進する取組を支援します。

- 消防団活動への参画促進（消防課）

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
県内消防団における女性消防団員数	592人 (R元.4.1)	増加を目指します

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
 基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり

## 施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**

### 施策1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画課及び男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。

また、女性の就労、起業を支援する各種講座を開催し、関係機関等と連携して行います。

- 男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催 (男女共同参画課)
- 男女共同参画センターにおける情報誌「eパートナーちば」の発行 (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 防災女性リーダー養成講座の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 大学・企業との連携による専門講座 (男女共同参画課)
- 地域団体、産業団体等との連携による専門講座 (男女共同参画課)
- ホームページ、メールマガジン等による情報発信 (男女共同参画課)
- 関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 (男女共同参画課)
- あらゆる人々への意識啓発の展開 (男女共同参画課)
- 「千葉県男女共同参画推進員」による企画事業の実施 (男女共同参画課)
- 男女共同参画関連資料等収集及び提供 (男女共同参画課)
- 千葉県男女共同参画白書の発行 (男女共同参画課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施 (男女共同参画課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 9.7% 男性 18.4%	増加を目指します
女性の権利に関する法制度の認知度 男女共同参画社会基本法 男女雇用機会均等法 女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	51.6% 83.5% 27.2%	増加を目指します

## 1 施策2 女性と男性のための相談体制の充実

2  
3 女性及び男性の総合相談窓口として、男女共同参画センターにおいて、  
4 電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施  
5 します。

6 また、男女共同参画に関する県の施策についての苦情等を適切に処理する  
7 ために設置された、男女共同参画苦情処理制度<sup>\*13</sup>の活用を図ります。

- 8  
9 ○ 男女共同参画センターにおける相談事業の実施 (男女共同参画課)  
10 ○ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (男女共同参画課)

### 11 ※13 男女共同参画苦情処理制度

12 知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女  
13 共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の  
14 申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

## 15 施策3 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

16  
17  
18 市町村や民間団体等と連携・協働しながら、あらゆる分野に男女共同参画に  
19 ついての理解の浸透を図ります。

20 また、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行  
21 う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

- 22  
23 ○ 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 (男女共同参画課)  
24 ○ 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議&シンポジウムの充実  
25 (男女共同参画課)  
26 ○ 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲) (男女共同参画課)

27  
28  
29 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
30 基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり

## 31 施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・ 32 整備・提供

### 33 施策1 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

34  
35  
36  
37 男女共同参画に関する県民意識の現状や課題を把握し、施策に反映させる  
38 ために、意識調査を実施します。また、多様な媒体を活用し、男女共同参画に  
39 関する情報の収集・提供を行います。

- 40  
41 ○ 県民意識調査等による県民意識の実態把握 (男女共同参画課)  
42 ○ ネットワークを活用した情報収集、提供 (男女共同参画課)  
43

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

## 施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

### 施策1 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進

学校教育の場においては、学習指導要領等に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。

また、人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童、生徒、教職員などに対し幅広く啓発活動を実施するなど、教育庁と連携し、出前講座を実施します。

さらに、学校人権教育に関する協議・研修・調査研究を通して、学校人権教育の推進・充実を図ります。

- 啓発用DVDの貸出し(再掲) (健康福祉政策課)
- 人権啓発指導者養成講座の実施 (健康福祉政策課)
- 教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施 ((教) 学習指導課)
- 学校人権教育研究協議会 (全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)(再掲) ((教) 児童生徒課)
- 学校人権教育指導資料の作成(再掲) ((教) 児童生徒課)
- 学校人権教育研究指定校事業の実施(再掲) ((教) 児童生徒課)
- セクシュアルハラスメントに関する実態調査の実施 ((教) 教職員課)
- セクシュアルハラスメント防止に関するリーフレットの配付 ((教) 教職員課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施(再掲) (男女共同参画課)

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 48.9% 男性 56.0%	増加を目指します

### 施策2 教育相談の充実

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校児童生徒や保護者の教育相談を実施します。

また、公立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実により、教育相談の充実を図ります。

- 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 ((教) 児童生徒課)
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣 ((教) 児童生徒課)

### 施策3 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

市町村の社会人権教育関係者に対して、男女共同参画の推進に関する研修を実施します。

また、子育て中の親に対し、家庭の教育力の向上を図るための情報提供や研修講座の開催及び啓発活動に努めます。

- 社会人権教育指導者養成講座の開催 ((教) 生涯学習課)
- ウェブサイト等による情報提供 ((教) 生涯学習課)
- 家庭教育支援に関する研修講座の開催及び講座活性化の推進 ((教) 生涯学習課)
- さわやか青年教室 ((教) 生涯学習課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施(再掲) (男女共同参画課)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
 基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

## 施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

### 施策1 キャリア教育の充実

社会や地域の実情を踏まえるとともに、高校生の多様なニーズに対応した様々な教育活動が展開できるよう、魅力ある学校づくりを推進します。

また、高校生が、望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識・技能を身に付け、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、企業の現場などで学習内容や進路などに関する就業体験を実施します。

さらに、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)指定校を拠点として地域の理科教育を推進し、指定校のネットワークを生かして科学的な探究活動を普及することにより、国際的な科学技術系人材の育成を目指します。

- 県立学校改革の推進 ((教) 教育政策課)
- 高校生インターンシップの推進 ((教) 学習指導課)
- 高等学校進路指導研究協議会の開催 ((教) 学習指導課)
- スーパーサイエンスハイスクール事業の実施 ((教) 学習指導課)

